新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| (補助率及び補助対象経費)第3条　前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。） の補助対象経費及び補助率については、次に掲げるとおりとする。(１)　 別表第１の第2欄に掲げる基準額と同表の第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。(２) 　前号の規定により選定された額に別表第１の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。(補助の条件)第6条　(１)　～　(10)　略(11)　補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。(補助金の交付の決定の取消し)第７条　知事は、補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。(実績報告等)第8条　規則第11条第１項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、それにより難い場合は、補助事業の完了の翌年度の4月10日までに提出することとし、補助事業が翌年度にわたるときは、同日までに別記第5号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。2　補助事業者は、第6条第11号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。3　補助事業者は、第6条第11号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第6号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。(グリーン購入)第9条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。附則1　この要綱は、平成25年4月2日から施行する。2　この要綱は、平成27年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第8号まで、第7条、第8条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。附則この要綱は、平成25年8月8日から施行する。附則この要綱は、平成　　年　　月　　日から施行する。別記第５号様式（第８条関係）：新規追加別記第６号様式（第８条関係） | (補助率及び補助対象経費)第3条　前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。） の補助対象経費及び補助率については、次に掲げるとおりとする。(１)　 別表第１の第2欄に掲げる基準額と同表の第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。(２) 　前号の規定により選定された額に別表第１の第4欄に掲げる補助率を乗じた額を交付額とする。(補助の条件)第6条　(１)　～　(10)　略(11)　補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に100分の25を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。(補助金の交付の取消し)第７条　知事は、補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。(実績報告等)第8条　規則第11条第１項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、それにより難い場合は、補助事業の完了の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。2　補助事業者は、第6条第11号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。3　補助事業者は、第6条第11号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。(グリーン購入)第9条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めなければならない。附則1　この要綱は、平成25年4月2日から施行する。2　この要綱は、平成26年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第8号まで、第7条、第8条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。附則この要綱は、平成25年8月8日から施行する。別記第５号様式（第８条関係） |